

計画に、市民参加の扉、開かず

「米子駅南北自由通路」・「県、産廃処分場」に市民の意見を！

市庁舎/借地料に、市税 44 億円を支払う&現庁舎の大規模改修費、32 億円！

「そもそも、市庁舎を私有地に建てたことが大きな間違い。借地料は、市民の財産にならない。」

市民の憤りを引きずる市庁舎と第二庁舎の借地料は、令和元年の通算で35億円を超える。

市は、年度毎の借地料以外に、前借地人の借地権買取りに7億円と、庁舎建設時の更新料1億5千万円相当の税金を投資して来た。

累計すると44億円となる。

令和元年の庁舎借地料は、不動産鑑定評価額を880万円超過し、6,680万円を支払う。

市庁舎の借地期限は、令和22年。現状の契約を続ければ14億円の借地料が伴う。

市長は、「市庁舎再編ビジョン」に、現借地の買取りを目指している。

用地買取りに掛かる土地代と買取りの期日に、関心が深まる。

現在地で、用地買取りが成立しても、近々に現庁舎の建物の大規模改修に32億円を要する。

行政窓口を分散し、莫大な借地に費やした土地に居座るか、新天地へ「統合」を図り、将来の展望を開くか。英断が迫られる。

湊山野球場跡地「国史跡を指定」&市民の総意、「鳥大医」遠のく！

淀江町と合併後、「野球場三施設の内、一施設を廃止したい。」、借地料(年間一千万円超)を支払っていた湊山野球場が標的となった。

球場廃止後の、跡地利用に企てられたのが、議会に予告なしの「史跡公園化構想」であった。

この背後に、米子城の「二の丸跡」から「天守閣」区域の一端を、議会と事前協議もせず、国と極秘に、「国史跡指定」(平・18年)を決めていたことが発覚する。

市長は、球場の「国史跡指定」を城跡の文化財保護と説くが、城跡と球場地は市の都市公園区域であり、土地の乱開発の危険性は無く、「国史跡指定」を受けなくても史跡の(遺構)は保護できる。

球場の「国史跡指定」の真底は、国の補助率の良い有利な財源を確保し、球場を含め(他三ヶ所)同一地権者の(民有地の公有化(便宜供与)を図るのが狙いだ。

市長は、「鳥大医のキャンパスに提供を。」という市民多数の要望を、市民の総意も諮らず、鳥大医側の「要望書取り下げ」を以つて、効力が失われたと退けた。

「市庁舎再編ビジョン」、窓口バラバラ(分散)/糺町の分庁舎、無駄遣い！

県と協定を交わした糺町の「新棟計画(糺町分庁舎)」は、「県・市・共同」の民間参入(PFI手法)を取り入れる合併事業である。

県知事と市長は、協定書で交わした「共同」の定義を、県と市が「個々」に「新棟」を建てる意味だと妄弁し、法の「連携事務(施設の共同事務)」の対象にならないと議会決議の義務を隠蔽した。

市長は、「糺町分庁舎」の意図を、第二庁舎の廃止と借地解消の「代替案」と説く一方、第二庁舎の経済部・教育委員会は別の施設に移し、「糺町分庁舎」は県税事務所の市庁舎編入を奇策し、市庁舎の「都市整備部・六課」を移転(追出す)すると説く等、「代替案」の説明の矛盾が露呈している。

法は、市の本庁舎の周辺に支所(出張所・分庁舎)を構えることは想定をしていない。

市負担の事業費は、当初の8億円を、管理契約20年を10年に縮め、6億6千万円に縮小。地元企業の参入の道筋を開いた。

仕事の必要性和緊急性を伴わない「物造り」は、税の無駄遣い。